

論文

憲法9条原義からの逸脱とその内的要因

— 憲法揺籃期の国会審議に照らして —

長塚 皓 右*

- I 本研究における問い
 - II 憲法9条原義のモデル的捉え方
 - 1 9条原義の現実化への手がかり
 - 2 9条の発案者
 - 3 幣原喜重郎の9条原義のモデル的捉え方
 - III 憲法9条原義に関連する国会審議
 - 1 片山内閣と国会審議
 - 2 芦田内閣と国会審議
 - 3 吉田内閣と国会審議
 - IV 憲法9条原義からの逸脱とその内的要因
 - 1 9条原義からの逸脱
 - 2 9条原義からの逸脱の内的要因
 - V 結び
- 注、参考文献

I 本研究における問い

敗戦・占領下の混乱期に初の総選挙で選出された国会議員が日本の再生をかけて制定した日本国憲法は、戦争放棄を宣明した一点において列国に先鞭をつけるものであった。

この史上先駆的な平和理念を謳った日本国憲法第九条（以下、憲法9条）が公布施行されて以来、60有余年が経過した。その間、憲法9条は本来の規範的意義を十分に展開してきたのであろうか。これを評価する際、憲法9条の意義の理解において、「戦争放棄・戦力不保持」に主眼を置くのか、「正義を基調とする国際平和

の平和的創造」によるのかによって、大きな差異が生じてくる。前者によれば、日本国民が戦争放棄・戦力不保持を厳守する限り——世界平和の平和的創造の面で実績を挙げて世界平和へ積極的に貢献するということがなくとも——9条違背の問題は生じないであろう。これに対して、後者によるならば、単なる戦争放棄・戦力不保持の厳守だけでは同条の規範内容の肝心な部分が実現されておらず、9条の現実化としては不十分である。そして、両者を比較してみると、**“戦争放棄・戦力不保持”**が確実に期待されるのは後者の方であろう。憲法9条に関する論議も、前者の土俵で行われる限り、肝心の世界平和の平和的創造を脇に置いて、いわゆる自衛戦力を巡る論争のように不毛の解釈論が続けられる虞れがある。

この憲法9条の規範的意義をめぐる問いは優れて憲法解釈上の問題であるが、筆者が同条の審議制定された原初に遡って同条の原義⁽¹⁾を探求した結果、制憲議会においてはこの点について明確な合意が形成されていたことが明らかになった〔長塚 2011: 243-245〕。結論だけを繰り返すと、憲法9条によって憲法制定者たちが日本国民に求めるものは、正義を基調とする

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程4年（指導教員 西原博史）

国際平和の平和的 ― 戦力を用いることのない ― 創造のためにその魁となることである。即ち、国際社会においては、諸国民が享有する平和的生存権が1人ひとりに現実に確保されるよう諸努力が尽されているが、日本はその先頭に立つことにより名誉ある地位を占めることが要請されている。ここに憲法9条の力点があり、これが憲法9条の原義である。

この憲法9条の条規自体は、施行後60有余年の間、何らの変更もなく最高法規として存在しているが、我国の現実、内外情勢の影響の下この規範から逸脱・後退をみせ、両者の間に事実上大きな乖離が生じるに至っている。

本研究では、憲法9条揺籃期の国会審議を同条原義の現実化へのプロセスの第一段階として捉え、先人により具体的にどのような努力がなされたのか、或は、なされなかったのかを検証し、同条原義の現実化に向けての課題を抽出しようとするものである。

その際、この研究の主たる対象期間は、憲法9条が公布施行された時点から、占領軍の対日占領政策の転換が後戻りできない地点に達した朝鮮戦争勃発まで、即ち、1946年11月から1950年6月までの概ね4年間とする。新憲法の公布施行に伴い、GHQ指令の下、非軍事化・民主化の政策が強力に推進され、新憲法の普及活動もかなり華々しく展開された。しかし、1948年10月米国国家安全保障会議の「米国の対日政策に関する勧告」承認による対日政策転換及び1950年6月朝鮮戦争の勃発に伴い、対日占領政策の転換は後戻りできない段階に達した。翌月の警察予備隊創設指令は再軍備への第一歩となった。

II 憲法9条原義のモデル的捉え方

1 憲法9条原義の現実化への手がかり

制憲議会の審議経過から、憲法9条原義に三つの要素があることが明かになっている〔長塚2011: 238-239〕。この三者は目的・手段・動機の関係を保ちながら一体を成す。第1は同条の目指す目的としての「正義を基調とする国際平和の創造」、第2はその国際平和創造の手段・条件としての「全ての戦争・戦力の放棄」、第3は同条制定の動機・姿勢である「魁とならん」である。このような構造を持つ9条原義であるが、それが具体的にどのような道筋を通じて実現されるべきものかは、制憲議会の審議からは十分に明確な手がかりを引き出せない。そこで、9条制定の準備に深く関わり原義の確定に大きな役割を果たした幣原喜重郎の憲法9条原義の捉え方をモデル化し、憲法揺籃期の国会及び内閣で示された9条理解及びその現実化方策に関わる国会審議を分析する手がかりとした。

2 憲法9条の発案者

戦争放棄条項の発案者は、GHQ総司令官マッカーサーか幣原かという問いがしばしば取り上げられる。1946年2月3日マッカーサーはGHQ民生局に対していわゆるマッカーサー3原則⁽²⁾を示して日本国憲法の草案づくりを命じた。日本国憲法の起草にあたって最初に「戦争放棄」という言葉が登場するのは、このマッカーサー三原則である（第二原則）。ここから、9条発案者はマッカーサーであるといわれる〔古関2001: 25-26〕。一方、マッカーサー自身は、『回想記』の中で「1946年1月24日幣原首

相がGHQの執務室を訪れた際、首相から軍事機構の不保持及び戦争放棄の提案があった」として「新憲法を書き上げる際にいわゆる『戦争放棄』条項を含め、その条項では日本は軍事機構を一切もたないことをきめたい」とする幣原の言葉を記録している〔マッカーサー 1964: 164〕〔古関 2001: 59〕。マッカーサーが三原則を起草するのは、両者会談の数日後のことである。マッカーサー三原則には幣原構想が反映された可能性も考えられる。

同条の発案者が誰であるかは別として、その日本国憲法における条規化は、同日の両者会談なしには考えられなかったといえよう。重要な問題は9条原義について両者が、特に幣原がどのようにその内容を捉えていたかである。

3 幣原喜重郎の9条原義のモデル的捉え方

幣原の憲法9条原義の捉え方をみると、そこには、次元を異にする四つの規範が含まれていることが分かる。一つは史上初の絶対平和主義、二つは国民一致による非暴力の非協力主義、三つは世界平和の平和的創造への魁、四つは現実的選択による軍事費ゼロ戦略である。

(1) 史上初の絶対平和主義を謳う規範

幣原は、9条原義の第一の特色は「史上初の絶対平和主義を謳う規範」である点にあるとみていた。幣原によると、今日、文明と戦争とは両立しない。文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争が文明を全滅するであろうとされている。この規範は、我国が国際社会において絶対平和主義の旗を掲げながら文明が戦争を全滅せんとする平和運動の先頭に立って指導的地位を占めんとすることを示すものである〔第90回帝国議会貴族院議事速記録24号 1946年8月27

日〕。

我国は平和運動の展開に際しては、あくまで国際民主主義に徹することとし、国際関係を律するにいかなる武力制裁をも以てせず、自ら一切の戦争を放棄し、一切の武力を保持しないことが肝要である。この考え方は、今日の時勢において或る範囲の武力制裁を合理化、合法化せんとするは我国の過去の幾多の失敗を繰り返す所以であるとの幣原の信念に基づく〔同〕。ここから幣原は、将来の国連加盟の際であっても「憲法9条の適用を優先させ軍事協力を留保」すべきものとしており、それが国際社会で認められ、「世界の輿論は翕然として日本に集まって来る」と考えていた〔第90回帝国議会貴族院帝国憲法改正特別委員会議事速記録12号 1946年9月13日〕〔伊藤 2001: 49〕。この自信は、平和憲法の持つ先駆性に対する幣原の信頼に基づくものであった。

こうした幣原の9条原義の捉え方における絶対平和に対する信念・情熱は、どこから来ているのであろうか。幣原は、自伝に次のように記している。

「私は図らずも内閣組織を命ぜられ、総理の職に就いたとき、何とかしてあの野に叫ぶ国民の意思を実現すべく努めなくちゃいかんと、堅く決心したのであった。それで憲法の中に未来永ごうそのような戦争をしないようにし、政治のやり方を変えることにした。つまり戦争を放棄し、軍備を全廃して、どこまでも民主主義に徹しなければならん」〔幣原 1951: 210〕。

「あの野に叫ぶ国民の意思」は、幣原が終戦の日に目にした出来事に現れる。自伝にはその日、電車の中で「戦争は勝った勝ったとばかり思っていたら、何だ無条件降伏じゃないか。

……われわれを騙し討ちにした当局の連中は怪しからん」と叫び、泣き出す若者の姿が描かれ、そして幣原の受け止め方が記されている。

「彼らの言うことは尤も至極、憤慨するのも無理はない。……子孫をして再びこのような自らの意思でもない戦争の悲惨事を味わしめぬよう政治の組み立てから改めなければならぬ。私はそのとき深く感じた」〔幣原 1951:214〕。

戦争責任についての幣原の立場は、被害・加害の夫々の立場を超えて戦争自体を罪とみており、戦争は国民全体の同意・納得を得ようとするなら到底出来ない事柄であると考えていた〔幣原 1951:212〕⁽³⁾。

(2) 非暴力の非協力主義を謳う規範

幣原は、憲法9条原義の第二の特色は「国民一致の非暴力の非協力主義を謳う規範」である点にあるとみていた。絶対平和主義および非武装の自衛権の主張者にしばしば見られる弱点は、武力侵略に遭った場合の対処法が示されていない点である〔長塚 2011:250〕。幣原の挙げる第二の規範は、絶対平和主義を掲げる日本が武力侵略に遭った場合にいかに対処するかを示したものであり、第一の規範と表裏をなす重要な規範である。幣原によると、侵略国による武力侵略或は武力占領に遭った場合には、国民一致による非暴力の非協力主義に徹し対処すべきであるとされている。幣原は、この武力によらない非協力主義の威力を強調する考え方はあるイギリス人の書いた「コンディションズ・オブ・ピース」⁽⁴⁾を読み触発されたとして述べている〔幣原 1951:214-215〕。

(3) 世界平和の平和的創造への魁を謳う規範

幣原は、憲法9条原義の第三の特色は、世界

平和の平和的創造への魁を謳う規範である点にあるとみていた。この第三の特色は、日本国民が国際社会において第一の規範の現実化を図る方策を具体的に示したものである。正義を基調とする世界平和を戦争・武力を用いず国際民主主義に徹しながら創造していく、そしてその魁になるべきことを示している。

「日本は一切の軍備を廃して、正義と友愛の観念に国運を任かし、偏狹な利己心よりも、広汎な利害共通の了解に重きを置いて、世界の平和と文化に貢献せんことを希うものであります。わが国の独立と自由とを保障する百年の長計としては、この一筋道のほかはないと確信いたします」〔第5回国会衆議院本会議録3号 1949年3月19日（開会式衆議院議長式辞）〕。

幣原はこのように、厳しい国際情勢を片目に、平和憲法の持つ先駆性、戦略性を強調した。

(4) 現実的な軍事費ゼロ戦略を謳う規範

幣原は、憲法9条原義の第四の特色は、現実的な軍事費ゼロ戦略を謳う規範である点にあるとみていた。幣原は、1946年8月30日に制憲議会で質問に対し次のように答弁している。

「戦争を放棄するということになりましてということ……我々が従来軍備のために費やしていた費用というものはこれもまた当然不要になる。……我が国は平和的活動の上において極めて有利な立場に立つのであります。……国際間におきまして我が国際的地位を高くするものは、これはすなわち、我々のこれからして後の平和産業の発達、科学文化の振興、これにしくものはありませぬ」〔第90回帝国議会貴族院議事速記録27号〕。

制憲議会での世界初ともいべきこの“軍備費不要”戦略の表明に際しては、世界平和の平和的創造への独自の的方法論も論議されていた。

憲法9条原義の画期的意味は、米ソの抗争が十分予見される情勢下にあったにも拘らず敢えて非武装国家として一切の武力を放棄し、国家の名誉にかけ全力を挙げて崇高な理想を達成することを誓った（憲法前文）ところであった。このような政府・議会を支えたものは、選挙結果（1946年4月10日）に示された国民の平和への強い意思であった。

(5) 小括

幣原の憲法9条原義の捉え方は、i) 史上初の絶対平和主義、これと表裏をなすii) 国民一致の非暴力の非協力主義、国際社会における先駆的な平和理念の現実化方策としてのiii) 世界平和の平和的創造への魁、そして先駆的な平和理念とは対照的な最も現実的なiv) 軍備費ゼロ戦略という四規範から成るものである。このモデルは、9条原義の現実化への手がかりとして有効であると言えよう。

Ⅲ 憲法9条原義に関連する国会審議

敗戦・占領下しかも冷戦激化という厳しい内外情勢の下で、揺籃期の国会審議は、史上先駆的な平和理念による憲法9条原義の現実化に向けてどのように向き合い、どのように対処したのであろうか。講和条約の締結並びに講和後の独立・自由・国際貢献に向けての人材の蓄え、諸般の準備にどのように取り組んだのであろうか。9条原義からの逸脱の要因はどこにあったのか。

1 片山内閣と国会審議

1947年4月、新憲法施行を前に行われた総選挙の結果、社会党が第1党となり民主党、国民協同党との保革3党連立内閣を発足させた。社

会党委員長であった片山が首相の座に就く。

(1) 片山首相の9条原義の捉え方

1) 絶対平和主義の理念に9条原義あり

片山首相は、1947年7月1日第1回衆院本会議の施政方針演説において、「新憲法のもつております民主主義の大精神、平和主義の大理想……を大胆明快に現実化いたしたい」と述べるとともに、平和国家の五つの要素の一つとして「適正な教育制度の確立による次代国民の民主的・平和的育成」を掲げた〔第1回国会衆議院本会議録8号〕。片山は、その著『回顧と展望』において「この日本の憲法を世界で口火を切った第一番目の戦争放棄の平和憲法としたいものだ」〔片山1967:240〕と述べている。

片山の絶対平和主義への積極的な支持は新憲法案の審議当時からのもので、1946年8月24日制憲議会においても、「平和に対する熱情を新しき国民の憧れとすることは、新憲法の使命」〔第90回帝国議会衆議院本会議録35号〕〔片山1967:236〕と喝破している。この平和に対する熱情は、単なる戦争の無い状態を希望するという意味に止まらず、正義を基調とする世界平和の平和的創造へ意気込みを踏まえていた。

2) 世界平和建設に緊切な国民外交の確立

1947年7月2日第1回参議院本会議において、講和に備える今は「人材を蓄え、諸般の準備をして置くということが必要」だとする外交界の長老・佐藤尚武の質問を受けた片山は、「秘密外交・特権外交を排し国民外交の実を挙げる」必要性を強調した〔第1回国会参議院本会議録9号〕。片山内閣の芦田外相・副総理も、「外交の方針においても国民の意向が最も強く反映せられる」国民外交の必要性を強調し、この時点では片山の立場に同調する〔第1回国会

参議院本会議録12号 1947年7月5日]。

9条原義の現実化を図っていく上で平和を愛する諸国民の公正と信義に訴え、その協力・共鳴を得ることは欠かせない。そのためには、平和を目指す国民の意向との相互作用が緊切だと認識されていたものである。ただ実際には、下で触れる第1次吉田内閣下の再軍備提案のように、占領軍の意向を先取りするための「秘密外交」が底流に存在し続けたことも見逃せない。

3) 小括

片山の9条原義の捉え方を幣原モデルと比較すると、後者を構成する二つの主要規範（第1＝絶対平和主義、及び第3＝世界平和の平和的創造の魁）が含まれており、幣原モデルに準ずるものといえよう。

(2) 片山内閣と9条原義の現実化への対応

1) 世界永久平和への貢献策と日本

世界平和の平和的創造という観点については、新憲法の平和主義の大理想を大胆明快に現実化したいと述べた片山の施政方針を受け、1947年7月5日第1国会参議院本会議で羽仁五郎が、新憲法下の初の国会で正面から政府の見解を質した。

「日本はみずから戦争を放棄するのみならず、世界が永久に平和を続けること、仮令大国間に意見の相違があっても、これは決して平和的手段を以て解決できないものではない」[第1回国会参議院本会議録12号]。

これは、9条原義を本来の意義で捉え、その実現のための貢献策を求める立場を国会で表明したものととして、注目に値する。しかし、片山は当日病欠欠席であり、代わって質問者に指名された芦田外相から特に答弁はなかった。片山

の思想が政府内でどこまで共有されていたかにつき、疑念を生じさせた瞬間であった。

2) 戦争責任の明確化問題

同日、羽仁から「今度の悲惨な犯罪戦争を惹起するに至つた、又その間の一切の秘密文書を、国民及び国際の前に潔ぎよくすべてこれを公開して、そうして平和会議に臨まれるのであれば、依然として国民及び国際は日本の平和的眞意を信頼することはできない」[第1回国会参議院本会議録12号1947年7月5日]との質問が片山首相（病欠欠席）、鈴木法相、芦田外相に為されたが、直接・明確な答弁は為されなかった。羽仁質問は、戦争責任の明確化が9条原義の現実化のための第一歩となるという認識を踏まえたものであったが、期待された政府の対応は見られず、戦争責任問題に対してきちんと向き合う姿勢を取れなかったこと——そしてその背景にはもちろん天皇制の論点を回避したい人々の意向——が9条原義実現にとっての躓きの石の1つとなった。

3) 政治理論の重要性

また同日の羽仁の質問は片山に「政治の理論を貫徹」するよう求める内容を含んでいた。

「現在の日本があらゆる物の欠乏に悩んでおる非常に悲惨の状態にある〔が〕……その中でも又特になくは政治上の理論ではないかというふうを考えます。……理論がなければ、その政治がどういふふうに行なわれて、どういふふうに失敗したのか成功したのか。その間違いを明らかにすることもできない。……理論があつて初めて誤りを明らかにすることができる」[第1回国会参議院本会議録12号1947年7月5日]。

新憲法施行後最初の片山内閣は、全ての分野でモデル・チェンジを進めねばならず、その体

系性を打ち出す「政治理論」の確立が求められたわけである。しかし、厳しい内外情勢の下では個別の妥協の積み重ねが必要であり、政治理論の確立の課題は先送りされた。

4) 芦田外相、米軍駐留による講和案を手交
芦田外相は片山内閣下、1947年9月13日にアメリカに一時帰国する占領軍の第8軍アイケルバーカー司令官に対し、日本政府が米軍の駐留による講和を希望しているとの講和構想案を手交した〔芦田 1986: 14〕。この芦田外相の対応は、絶対平和主義者という片山の位置付けにどう影響するのか。

実際には、これは連合国側から講和問題についての日本側の考え方を質されたものであり、被占領国の立場で対応せざるを得なかった。また、その経緯をみると、連合国側から日本の終戦連絡総合事務局（横浜）を経て外務省に連絡が入ったもので、芦田外相が西尾末広官房長官に仔細を説明し、「コレは君の責任でやってくれ給へ」という指示を受けて「全面的に芦田個人として対応した」ものである〔芦田 1986: 14〕。片山の評価に直結させることは適切ではないであろう。

5) GHQの対日政策転換を察知し総辞職へ
片山内閣は、1948年2月総辞職した。片山は最も決定的な原因として米国及びGHQにおける「日本再軍備」への方針転換を挙げている。

「特に私が非常に重大に感じたのは、新憲法の背骨である平和主義についてのマッカーサー自身の考え方の中に、日本に一砲、一艦だになくとも、ソ連に対抗して東洋の平和を守るためには、海外派兵の道はつけておかねばならぬという変化が出てきたことに気がついたことである。……これを逸早く察知した時、長居無用、政権は早晩投げ出すことになるだろうと判断した」〔片山内閣記録刊

行会 1980: 398〕。

ただ片山は、その後も海外派兵の道には抵抗を示し続け、それは後の内閣にも引き継がれる。

6) 小括

9条原義の現実化の視点からみると、片山首相自身は、9条原義をモデル的に捉えており、次代国民の民主的・平和的育成に向け確実に一歩を踏み出す等実績を挙げていた。冷戦の高まりに対応したマッカーサーの極東政策に関する変化に直面して、日本が9条原義から逸脱する気配に忍びないと考え総辞職を決断した。思想をもった1人の政治家としての立場を一貫させるためのものではあったが、9条原義実現への思いを持つ者としては政府に留まれないことを示すもので、9条原義実現への道を狭める結果に繋がったことも否定できないであろう。

2 芦田内閣と国会審議

片山内閣が潰れた後、3党は、それまで副総理・外相だった芦田民主党総裁を推して連立政権を継続した。

(1) 芦田首相の9条原義の捉え方

1) 「芦田修正」問題

1946年8月21日衆議院帝国憲法改正案委員小委員会において政府原案の修正が行われ、憲法9条において第1項の冒頭に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」と付加され、その第2項に「前項の目的を達成するため」という文字が挿入された。その狙いを芦田委員長は、「日本国民が他の列強に先駆けて正義と秩序を基調とする平和の世界を創造する熱意あることを的確に表明せんとする

趣旨」だと説明した〔第90帝国議会衆議院委員会録 1946年8月21日〕。このことは制憲議会速記録からも明かである。同速記録は秘密扱いの後、1995年9月公開された。

ところが芦田は、首相退任後の1951年1月14日、「平和のための自衛」と題する小論を毎日新聞に寄稿し、自身の修正提案に言及しながら「戦力を保持しないというのは絶対的ではなく、侵略戦争の場合に限る趣旨である」〔芦田1951:1〕と述べ、戦争放棄・戦力不保持に関するその時期以降の考え方の変化に大きな影響を与えた〔古関 2001:71参照〕。しかし、この寄稿による「芦田証言」は、審議過程の事実に対していたことが明かになったときには、芦田氏はすでにおらず、挿入語句「前項の目的を達成するため」は、自衛のための戦力保持を憲法9条は否定しないという解釈を成り立たせ、再軍備への有力な根拠にされた後だった。9条原義からの逸脱・後退の歴史は、「外圧」によるものだけではなかった。

2) 「9条原義の現実化は困難」

芦田首相は、施政方針演説〔第2回国会衆議院本会議録27号 1948年3月20日〕において新憲法を「実践する努力に全力を尽くさなければならぬ」と、9条原義に理解を示すようなそぶりを見せる一方、現実認識においては「第3次大戦のまぼろしにおののいている」世界の中で、国連に未加盟のため「平和に対する発言権さえももち得ない」日本の姿を描き出し、9条原義の実現は現実には難しいとのスタンスを表明している。この芦田首相の国際情勢の認識は、冷戦の下で敢えて非武装に徹して行くという9条原義の画期的意味に照らして、9条原義からの一歩後退であろう。

3) 自衛力増強に関する芦田意見書の提出

首相退任後の1950年12月7日GHQに対し一議員として日本の自衛力増強を図ることが緊要であるとの意見書を提出した〔楠 2009:190-191〕。芦田は、一躍再軍備論者の中心となった。

4) 小括

芦田の9条原義の捉え方を幣原モデルと比較すると、結局は後者の柱である絶対平和主義、世界平和の平和的創造への魁、軍備費ゼロ戦略が欠けており、9条原義からの明確な逸脱後退が見られる。

(2) 芦田内閣と9条原義の現実化への対応

1) 対日占領政策の転換

1948年3月10日芦田内閣成立の前後から、米国の対日政策は冷戦の高まりによる転換の兆候が目立ち始めた〔片山内閣記録刊行会 1980:443-448〕。即ち、内閣成立直前には、①1948年3月1日米国務省政策企画室長ジョージ・ケナン来日し、マッカーサーと会談、②同日、ストライク委員会の賠償に関する報告書提出。同報告書は「日本の工業施設を賠償用に撤去する場合、それは第1次軍需施設に限定さるべきである。賠償は日本の経済復興を阻害しない範囲内で行われねばならない」として目標を日本の早期経済復興に置いている。そして同内閣成立直後には、③同3月20日ドレーパー陸軍次官を長とする同使節団が、日本政府及びGHQに米本国の対日政策の方向転換を理解させることを重要な目的として来日した。芦田首相等と会談したドレーパー団長は、同3月26日の記者会見で日本の経済再建の早期達成、「東洋の工場」化など日本の経済的自立促進・援助のための新政策の必要性を強調した。

2) 芦田内閣と9条原義の現実化

昭和電工疑獄事件に巻き込まれて1948年10月7日総辞職を余儀なくされるまでの7ヶ月の芦田内閣の下では、9条原義の現実化に向けた基本的事項に大きなブレーキがかかり、9条原義からの後退・逸脱への流れが始まった。

しかし、9条原義の実現を妨害したのは、占領軍の姿勢だけではない。芦田は、その時々GHQの方針に常に敏感に対応しようとし、片山内閣末期以降、再軍備論者として歴史に名を残そうとする道を主体的に選んでいった。9条原義を体現する「正義と秩序を基調とする国際平和」への誠実な希求は、まさに発案者の思想的転換による裏切りに直面したわけである。

3 吉田内閣と国会審議

吉田茂は駐米大使等を歴任したあと、敗戦・占領開始時の東久邇・幣原内閣の外相を務め、1946年5月第1次吉田内閣を組織し、新憲法制定に尽力した。その後、1年半の保革3党連立政権を経て、政権の座に復帰した。第2次吉田内閣は1949年1月の総選挙までの橋渡しを果し、その選挙圧勝により誕生した第3次吉田内閣は、その後6年に亘る長期政権となった。

(1) 吉田首相の9条原義の捉え方

1) 「憲法9条は自衛戦争も交戦権も放棄」

吉田は1946年6月26日制憲議会では次のように答弁していた。

「自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も抛棄した。……従来近年の戦争は多く自衛権の名において戦はれた」〔第90帝国議会衆議院本会議録6号 1946年6月26日〕

この解釈は、4年後に吉田自身によって変更

される。ただ変更前の解釈を幣原モデルと対比しても、「一切の戦争・戦力の放棄」が9条の主眼であると解釈しており、「世界平和の平和的創造への魁」を志向しているかは当初から明かではなかった。

2) 吉田内閣の外務省高官が講和後における再軍備に関する提案

新憲法施行直前の1947年4月、第1次吉田内閣外務省高官・朝海浩一郎は、対日理事会英連邦代表M・ボールに対して「日本に常備軍10万人と小兵力の空軍保持が許される見込みはあるだろうか」と打診している〔古関 1989: 288-292〕。M・ボールの「日本は新憲法により軍隊を放棄している」との指摘に対し朝海は「もちろん軍隊を持たないことは望ましいが……形態の軍隊の必要性はなくなっていない」と応じている。朝海によると、この会談は吉田首相の意を受けた提案であった〔古関 1989: 290〕。

3) 「戦争放棄は自衛権放棄を意味せず」

吉田首相は1950年1月23日年頭の第7回国会施政方針演説で「戦争放棄の趣意に徹することは、決して自衛権を放棄するということの意味するものではない」〔第7回国会衆議院本会議録11号 1950年1月23日〕と述べた。自衛権は国家に固有のものであるが、憲法9条を掲げる日本国の有する自衛権は“武力なき自衛権”である。吉田首相の意味する自衛権は武力による自衛権であり、9条原義から明らかに逸脱する。

4) 憲法改正問題

ただ、この時期に9条の文言を守ったのも吉田の貢献であった。芦田内閣の終期には、極東委員会決定1946年10月17日「日本新憲法の再検討についての規定」に係る憲法改正問題に取り

組む期限も到来していたが、疑獄事件に巻き込まれた内閣はそれどころではなかった。引き継いだ吉田は、憲法改正問題について第3次内閣成立後、1949年4月20日衆院外務委で憲法改正の意思なしと明言した。〔第5回国会衆議院外務委員会録第7号 1949年4月20日〕

5) 小括

吉田首相の9条原義の捉え方をみると、幣原モデルとははっきりと異なる方向へ向って解釈を組み立てようとし始めている。

(2) 吉田内閣と9条原義の現実化への対応

第6～7回国会にかけて講和問題も次第に具体性を帯び国会の質疑応答も厳しいものとなってきた。議員は9条原義の現実化に向けた方策等国家百年の計に係る事項を執拗に取り上げた。

1) 憲法9条原義の実現への方策策定の緊要性

9条原義の根本命題は、片山首相も第1回国会の施政方針演説で述べたように「平和主義の大理想を大胆・率直に現実化する」ことである。

1949年11月10日〔第6回国会参議院本会議録7号〕における波多野鼎（社会党・片山内閣農相・経済学者）による質問は、9条原義を踏まえた上で政府の9条原義の現実化へのスタンス・方策を正面から質したものである。

「今日の場合、我々としてとるべき最も緊要な方策は何であるか。それは独立後の日本が国際社会において如何なる在り方をするのか、この点について確乎たる方針を確立いたしまして、平和を愛する諸国民の協力と共鳴を勝ち得ることであろうと思います。……独立後の日本に再び戦争の惨禍が見舞われぬために無軍備であるということは、一つの消極的な条件であるに過ぎません。併し問題

は別のところにある。即ち平和を維持する積極的な条件は何であるか。国際社会において日本がどのような在り方をしたならば平和が積極的に維持できるかという点に問題の焦点があると思う」

これに対して吉田は講和の促進を訴えるのみで正面から向き合わず、問題を先送りした。講和自体についても、講和条約の内容、講和後の独立・自立・経済的独立、安全保障等の問題は将来の問題、仮定の問題とされた。

1950（昭和25）年当時の日本は単独講和か全面講和かの論議が渦巻いていた。冷徹な現実主義者である吉田は、単独講和こそ賢明な現実的選択であると判断していたとみられる。波多野質問に対する対応もこの判断から出ているものと考えられ、その後の吉田の政治的対応を示唆するものとなっている。

2) 非武装の徹底と外国軍隊駐留

9条原義を掲げる日本の講和後の安全保障の重要問題は、外国軍隊の駐留問題である。同日の波多野の質問は、この核心を衝いたものである。

「無軍備は……日本国の領土内に如何なる国の軍備も武器もないことを意味するのであるか」〔第6回国会参議院本会議録7号 1949年11月10日〕

それに対して吉田は、「日本国としては国内に武装を置かない」という意味だとし、外国軍隊の駐留を区別する答弁を行った。

3) 実質的な中立こそ日本の選択すべき途

国際政治の中で特定の勢力に組み込まれることは、9条原義の実現にとって好ましくない。そこから実質的な中立の途への要望が出てくる。1949年11月10日第6回参院本会議において帆足計（緑風会）は、平和主義を掲げる日本の

国際社会における処し方として「実質的中立の途をおいて外にない」とし、政府の見解を問うた〔第6回国会参議院本会議録7号 1949年11月10日〕。

しかし吉田は、講和に関する問題は“仮定の問題”だとして答弁せず、また全面講和については「希望するところ」だけでも「客観情勢は如何ともし難い」ものとのみ答える。

「講和と軍事協定の抱き合わせは、9条精神を破壊することなく可能か」を問う1949年11月12日〔第6回国会参院本会議録9号〕での三好始（新政クラブ）質問をめぐっても、同様のやり取りがある。

4) 経済的自立を可能とする条件の有無

政治的自立の基礎として重要視されるべきは経済的自立の確立である。同日の三好始の質問〔第6回国会参議院本会議録9号〕は、この点を質した。しかしこの点の回答も先送りされた。日本の経済的自立は、アジア諸国との広汎な貿易関係を持つことが重要な条件であると考えられるが、単独講和こそ賢明な現実的選択であると判断している吉田内閣から実のある対応は期待できなかった。

5) 9条は自衛権を否定せずとの答弁の真意

9条は自衛権を否定しないとした吉田の施政方針演説は、野党による攻撃にさらされる。1950年1月25日の衆議院本会議における三宅正一（衆議院副議長歴任・社会党）の質問は、自衛権の承認が「いかなる意味においても、わが国自身の再軍備、その他いかなる形式の武力保持をも理由づけるものでないことを明確に」せよと迫るものであったが、吉田は、日本が「武力を除く自衛権」を持つと強調し続けた〔第7回国会衆議院本会議録12号〕。

6) 非武装国家の本質の貫徹と百年の計

9条原義の現実化に向けての姿勢を問う際、「非武装国家たるの本質を貫徹」することの重要性を強調する出井一太郎（新政治協議会。後に自民党）は「百年の計」の必要性を唱えた〔第6回国会衆議院本会議録7号 1949年11月10日〕。我国の平和的真意について諸国民の共鳴・協力を得ること、諸国民の1人ひとりが平和的生存権を確実に享受できるような世界を創造することなど、9条原義の現実化の内容を成すものは、いずれも一朝一夕には実現できず、「百年の計で」取り組むことが要請される。

しかし、満場一致で出席を要求した当日の外務委員会も吉田は欠席であり、政府委員が「百年の計に関係すること」だから慎重に検討して決定すべき問題であると述べるに留まった。重要な時期における吉田外務大臣の欠席は、講和・安全保障問題に関する吉田内閣の立場・アプローチを象徴する。

7) 秘密・独善外交——外務委員会の形骸化

このように首相兼外相である吉田の出席も得られない外務委員会が「でくのぼう扱い」だとして野坂参三（共産党）は1949年11月9日〔第6回国会衆院外務委員会議録2号〕同委員会で激しく糾弾した。しかし、吉田内閣の姿勢に変化をもたらすものとはならなかった。

8) 小括

9条原義の捉え方について、片山は幣原モデルに準じた捉え方をしており、政治活動における言動も概ね一貫している。芦田は、「芦田修正」の後づけ的な説明に見られるように、自衛力増強の意見書など再軍備への志向が視われる。吉田は、講和条約締結を当面の最重要課題として全力投球するが、公式見解をみる限り9

条原義を捉えているとは認められず、そこに国民外交、百年の計があったのかも疑問である。吉田内閣下では、議会の審議も9条原義の現実化に向けた実りに乏しく、却ってその後60余年の日本を規定するマイナスの遺産を残すこととなった。

IV 憲法9条原義からの逸脱とその内的要因

1 憲法9条原義からの逸脱

9条原義からの逸脱は、はやくも憲法揺籃期において始まり、我国のその後60余年を規定する負の遺産（軍事力）が作られ始めた。憲法揺籃期における逸脱の全体像とはどのようなものであったのだろうか。

9条原義からの逸脱・後退は、概ね四つの形・類型をもって生じた。一つは日本自体の軍備創設、即ち再軍備という形での逸脱、二つは日米安保体制の確立という形での逸脱、三つは経済的自立の喪失という形での逸脱、四つは、9条原義の現実化のための基盤的条件の未整備又は放置という形での逸脱である。

(1) 日本の再軍備という形での逸脱

再軍備に向けての動きは、第1次吉田内閣下から始まる。片山内閣末期にはGHQの極東政策の変化がこの動きを加速させ、再軍備論者としての芦田を登場させることになる。この動きは最初から、9条原義からの逸脱でしかない。

(2) 日米安保体制の確立という形での逸脱

また、非武装を埋め合わせる手段としての米軍駐留による講和構想も、早くから9条原義との緊張関係が認識されていたものの、芦田の手で着実に進められ、吉田の駐留希望表明などを経て、最終的に日米安全保障条約の締結につな

がっていく。

ただ、講和のあり方をめぐる論点は、この時期に9条原義を意識した人々が最重要視したものであり、政府に対しては鋭い批判が突きつけられていた。我国の指導的な学者による研究団体であった平和問題談話会は、1950年11月5日に発表された「講和問題についての平和問題談話会の声明」で、結語として①全面講和への希望、②経済的自立は単独講和では達成されない、③中立不可侵を希い、国連加入を欲する、④軍事基地を与えることに絶対反対、という四つを挙げている。声明の基本的立場は、「わが憲法の平和的精神を忠実に守る限り、われわれは進んで二つの世界の調和を図るという積極的態度を以って当たることを要求せられる。われわれは、過去の戦争責任を償う意味からも来るべき講和を通じて両者の接近乃至調整という困難な事業に一步進むべき責務を有している」とするものであった〔古関 2001: 123 所収〕。

(3) 経済的自立の喪失という形での逸脱

この談話会声明の中では、経済的自立も四つの結語の一つとして挙げられ、経済的自立の喪失が延いては政治的自立の喪失の基礎となるとして全面講和論の論拠の一つになっていた。実際の戦後の過程を見ると、経済的自立の喪失が政治的自立の喪失を招き9条原義からの逸脱に繋がる面のあったことは否定できない。

(4) 9条原義の現実化のための基盤的条件の未整備又は放置という形での逸脱

1) 戦争責任の明確化問題

過去を反省したとき、そこに理想が生まれる〔古関 1989: 264〕。今度の日本帝国主義による侵略戦争の責任を明かにし反省するとき、そこに9条原義の理想が生まれ、その現実化を目指

すこととなる。戦争責任の明確化問題は、9条原義の現実化のための基盤的条件であった。この未整備・放置が9条原義からの逸脱を招く要因となる。

2) 外交態勢・秘密外交の問題

また、外交態勢の整備、国民外交の確立による秘密外交の排除も、当時の関係において9条原義の現実化を図る重要な条件だった。この点も未整備に終わった。

3) 政治理論の欠乏

さらに、「高度民主主義社会の建設」を謳い「平和主義の大理想」を大胆明快に現実化しようとした片山内閣も、政党間・党内派閥間の政争に巻き込まれ、政治理論の確立・貫徹に至らぬままに総辞職を余儀なくされた。講和条約・日米安保条約の締結につながる第3次吉田内閣の時期に至って安定内閣が形成され、吉田ドクトリンと呼ばれる姿勢が表れるが、それは羽仁が求めたような、理論との整合性を検証して失敗を改めることのできるような体系的なものではなかった。9条原義の現実化のための政治理論はこの時期、ついに未確立のままに終わる。

(4) 9条からの逸脱に対する戦争被害国 —— オーストラリア —— の見方

こうした9条原義に対して真剣に向き合う姿勢を示さない政府の対応は、アメリカ以外の連合国から見れば不信感の原因でしかなかった。1947年4月16日、対日理事会英連邦代表オーストラリアのM・ボールは、本国政府に対して公電を送っている〔古関 1989: 291〕。

「私は新憲法が日本のいかなる政治的見解を有する主要な団体によっても真剣に考えられていると

は思えない。……とにかく国際的に必要だということ意識が働いて国会で承認されたものだとしている」

これは、1945年5月のオーストラリア対日講和条約草案で対日査察委員会（Supervisory Commission for Japan）を設置して25年間に亘り日本の非軍事化・民主化の実施を監視すべきだとする立場〔古関 1989: 292〕を裏書きするものだった。

上で検討してきたように、国会の内外に9条原義を真剣に受け止める人々がいたことからすると、このボールの評価は一面的だが、芦田内閣以降の政府の姿勢については正鵠を得ていると言わざるを得ないだろう。

2 9条原義からの逸脱の内的要因

(1) 敗戦の作法に手抜き

日本が仕掛け敗戦に至った15年戦争により、その平和的生存権を侵害され奪われた戦没者等犠牲者（敵・味方双方の）の“平和への声、声なき声”に応えるべき第一歩は、日本が戦争責任を自ら明かにし、及ぼした損害を償い、次代国民の民主的・平和的教育の態勢を整えたとともに戦犯容疑者等の公職追放を徹底し、以って9条原義の現実化という理想に生きんとするなど、敗戦の作法を手抜きなく実践することにあった。このような国家の再生に向けての実践が、日本国民の平和的真意に対する諸国民の信頼を回復する第一歩であった。

しかし敗戦の作法の実際をみると、重大な手抜きがあった。戦争責任については、新憲法下の第1回国会においても真っ先に取り上げられたが、前述のように必ずしも明確にはされなかった。吉田茂首相の場合、軍国主義と戦争へ

の批判がもっぱら敗戦の責任という文脈でしか語られなかった。さらに、アジア諸国に対する対外侵略がもたらした日本帝国主義の罪悪についての批判、反省がみられないとの指摘がなされている [大嶽 1986:325]。

日本の戦争責任については、占領軍の中心にあった米国も厳しく追及することはなかった。侵略戦争により及ぼした損害の償いについても、賠償は日本の経済復興を阻害しない範囲にとどめるとする基本方針の下、連合国側の対日賠償の放棄となった。また1950年代に入ると、戦犯容疑者の釈放に続き旧職業軍人の公職追放解除も始まった。

このような状況に至ったのは、敗戦日本の占領の中心にあった米国が占領初期から始まった東西冷戦に対処するため、日本を東側・共産主義に対する防壁として組み込もうとしたためである。米国の占領支配下にあった日本としては米国の方針に従う外はなかったのも事実であろう。しかし、自らの戦争責任の明確化、加害の償い、次代国民の民主的・平和的教育の態勢作り、戦犯容疑者等の措置、以って9条原義の現実化という理想に生きんとすること等は、日本自身の再生のための責務であり、日本国民が独立を回復した暁にはできるだけ速やかに果すべきものであった。そして、それまでは人材の蓄え・諸般の準備に万遺漏なきを期すべきものであった。前述のように、国会審議の中において、それらの点は十分に意識されていた。しかしながら、日本はこれら諸般の準備に万全を期し努力を尽くしたとはいえなかった。このことが、やがて9条原義から逸脱する内的要因——日本自らに起因する要因——となったのである。

日本は講和条約の締結・独立へと至ったが、

日米安保条約の同時締結により、引き続き米国依存の関係である日米安保体制に入ることになった。前述の通り、これは日本の再軍備路線が事実上敷かれることを意味した。これに伴い、日本再生のための重き責務の遂行は先延ばしとなり、日本は経済復興に努めることとなり、やがて高度経済成長に繋がることになる。しかしながら、日本が無責任の立場に立ち得るものでもなく、日本再生のために果すべき重き責務は、外国占領軍の指令・思惑によって消滅したりするようなものではなかった。これらの責務は、日本国民ができるだけ速やかに機会を捉え果すべき宿題として引き継がれている。

(2) 9条原義が日本国民に正しく浸透せず

9条原義が、正しく認識され捉えられていなければそれは浸透しようがない。従来、「9条とは即ち戦争・戦力の放棄」であり、しかもそれは侵略戦争に限るとされており、それを越えて「世界平和の平和的創造への魁とならん」という先駆的な理念までは入っていないとする考え方が政府を中心として広められてきた。さらに9条原義が本来の姿で捉えられていない理由として、9条が日本国憲法に規定されたのは、①日本の再生を賭けるその理念の高さの故ではなく、天皇制の維持・温存とのバーターによるものである [中村 2005: 25]、②日本の軍国主義の復活に対するアジア諸国の懸念を払拭し対日講和の促進を図るためである等、9条を表層的な妥協の産物視して、その理念の掘り下げを拒否する姿勢に由来する理解が早く広まった事情がみられる。このような9条理解が存在する限り、9条原義の理解・浸透を期することは難しく、9条原義からの逸脱は外的要因の変化により容易に起り得るものであった。

(3) 9条原義の現実化への百年の計の欠如

9条原義の現実化を図るには、「百年の計」を持った長期的視点に立つ戦略的施策が重要となる。9条原義からの逸脱の要因として、こうした百年の計による施策の欠落が挙げられる。

- 1) 日本国民の民主的・平和的教育の徹底
- 2) 構造的暴力の諸源を根絶する平和的活動の国家戦略に基づく国際的展開
- 3) 諸国民との連携・連帯の構築・拡充
- 4) 平和を愛する諸国民の公正・信義に訴え、その協力・共鳴を勝ち得ながらの施策展開

などがその内容として考えられる。これは断片においては当時も求められていたことである。

(4) 秘密・独善外交

対米単独講和や日本再軍備に向けた動きは、何れも“秘密裡”に行われた。勿論国益を護りその実現を期するため、外交秘密が必要となる場合はあり得るが、外交の方針にも国民の意向が最も強く反映されることが重要である。憲法9条原義の現実化への方策の要諦は、国民の意向を反映した国民外交の態勢作りにある。

V 結 び

上で見たような9条原義の実現を妨げた内的要因の根底には、ジョン・ダワーが述べているように日本の対米依存関係の継続、或は、米国の事実上の対日占領状態の継続がある〔ダワー2001: 376-377〕と見ることも出来よう。

日本国民が、憲法9条原義の現実化へ向けた一歩を進めるためには、この9条原義からの逸脱の内的要因という隘路を開通しなければならない。今後の課題は、そのための有効な方策を有効な政治理論を持って、大胆・明快に、百年

の計で検討することであろう。

〔投稿受理日2012.12.22／掲載決定日2013.1.24〕

注

- (1) ここでは「原義」とは、制定過程で意識されていた条規の力点や体系性を踏まえた、条規全体の規範的意味を指す。
- (2) マッカーサー三原則は、1946年2月3日、マッカーサーからGHQのホイットニーに対して憲法改正の必須要件として示された三項目——①天皇の地位、世襲制及び職務・権能 ②戦争放棄 ③封建制度の廃止からなる。
- (3) 幣原の自伝に出てくる“野に叫ぶ国民の意思”について、深瀬は「『野に叫ぶ国民の意思』……が厭戦感情にとどまるかぎりにおいては、戦争の否認と平和の確保の憲法的平和条項を生み出す力とはなりえなかった」、[時の首相、幣原喜重郎が戦争放棄と軍備撤廃にかかわる発想によって、戦前の『幣原外交』の軍縮平和経験を継続発展させたことが、決定的だった]とする〔深瀬1987: 131-133〕。

幣原の戦争責任の究明への意志には並々ならぬものがあつたといえよう。1945年11月下旬、幣原内閣は、敗戦の原因を調査することを目的とした大東亜戦争調査会を設置した。1946年1月戦争調査会と改称され同年9月廃止されるまで活動は続けられた〔服部2006: 217-218〕。

- (4) Carr 1942のこと。幣原は著作の一部を次のように引用する。「第一次世界大戦の際、イギリスの兵隊がドイツに侵入した。その時のやり方からして、著者は、向うが本当の非協力主義というものでやって来たら、何も出来るものではないという真理を悟った。今の戦争のやり方で行けば、僅かばかりの兵隊を持つよりも、軍備を全廃すべきだという不動の信念に私は達したのである」〔幣原1951: 215〕。

参考文献

- 芦田均 [1951]「平和のための自衛」毎日新聞1951年1月14日東京本社版1面
- 芦田均 [1986]『芦田均日記 第七巻』岩波書店
- 伊藤成彦 [2001]『物語 日本国憲法第九条——戦争と軍隊のない世界へ——』影書房
- 大嶽秀夫 [1986]『アデナウアーと吉田茂』中央公論

社

- 片山哲 [1967] 『回顧と展望』 福村出版株式会社
- 片山内閣記録刊行会 [1980] 『片山内閣』 財団法人片山哲記念財団
- 楠綾子 [2009] 『吉田茂と安全保障政策の形成 — 日米構想と相互作用 —』 ミネルヴァ書房
- 古関彰一 [1989] 『新憲法の誕生』 中央公論社
- 古関彰一 [2001] 『日本国憲法・検証 資料と論点第五卷 九条と安全保障』 小学館
- 幣原喜重郎 [1951] 『外交五十年』 読売新聞社
- 田中信尚 [2005] 『憲法九条の戦後史』 岩波新書
- ジョン・ダワー [2001] 三浦陽一・高杉忠明・田代泰子訳 『敗北を抱きしめて — 第二次大戦後の日本人 上/下』 岩波書店
- 長塚皓右 [2011] 「憲法9条の原義と非軍事の国際貢献」 『社学研論集Vol. 18 2011』 早稲田大学大学院社会科学研究科 pp. 236-251
- 中村政則 [2005] 『戦後史』 岩波書店
- 服部龍二 [2006] 『幣原喜重郎と二十世紀の日本 — 外交と民主主義』 有斐閣
- 深瀬忠一 [1987] 『戦争放棄と平和的生存権』 岩波書店
- ダグラス・マッカーサー [1964] 津島一夫訳 『マッカーサー回想記 (下)』 朝日新聞社
- Carr, Edward Hallatt [1942] *Conditions of Peace*, London (Macmillan) (田中幸利訳 『平和の条件』 研進社 1942)